



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ 3

当社は、下記のとおり当社の元代表取締役である福村康廣氏に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した経緯及び内容

当社の子会社であった株式会社ボン・サンテは、2023年1月1日に当社の元代表取締役である福村康廣氏個人にエステ事業を譲渡する基本合意を行いました。2023年3月31日、福村康廣氏にエステ事業を142,624,274円で譲渡する事業譲渡契約を締結しましたが、福村康廣氏は、事業譲渡代金を支払いませんでした。また、エステ事業で必要となるビルの賃料等を自ら負担しておらず、2024年6月12日に至るまで賃借人を株式会社ボン・サンテのままにし、それ以降も自らを賃借人とせずに当社を賃借人としていました。

また、当社の子会社であった株式会社ボン・サンテと、当社の子会社である株式会社エフミートは、2024年5月14日、吸収分割契約を締結して、食肉事業部及び管理部門が行っている事業を株式会社エフミートが承継し、株式会社ボン・サンテが負担させられていた立替金を株式会社エフミートが承継しています。

株式会社エフミートは、2025年3月17日、福村康廣氏に対して事業譲渡代金147,624,274円及び2024年6月分までの賃料等である41,771,501円の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、2025年5月21日、株式会社エフミートの請求が全面的に認められる判決が言い渡され、既にこの判決が確定しています。

この度、当社は、2024年7月分以降に負担させられていた賃料等である10,543,192円について支払を求ることを決定いたしました。

2. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2026年2月12日

3. 訴訟を提起した者（原告）

東京都中央区銀座八丁目9番13号
株式会社エルアイイエイチ
上記代表者代表取締役 山口和也

4. 訴訟を提起した相手方（被告）

福村康廣

5. 損害賠償請求額

10,543,192円及びこれに対する遅延損害金

6. 今後の見通し

今後の進捗に応じて開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますが、今回の福村氏の行為について責任を追及することは、当社がコンプライアンス強化に真剣に取り組む姿勢を対外的に示すとともに、上場会社としてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくために不可欠なことであると判断しております。

当社は、この訴訟を含め、引き続きグループの役職員一丸となって業務に邁進してまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上